

(保 182)

平成 22 年 12 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する
法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

先般、「新成長戦略」において、アジアの富裕層等を対象とした健診、治療等の医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していくとの国家戦略が掲げられ、その実現のための施策の一つとして、「医療滞在ビザ」を創設することが閣議決定されたところですが、これを踏まえ、2011年1月から「医療滞在ビザ」の運用が開始されることとなりました。

しかしながら、入国当初から医療を受ける活動を目的として滞在する外国人については、当該外国人が納付することとなる保険料（税）に比して、当該外国人が受ける保険給付の額が多額となることが明らかであり、公的医療保険制度の適用対象になじまないことから、今般、これらの者を国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用除外とする関係法令の改正が行われましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 官報（平 22. 12. 17 第 5460 号抜粋）
2. 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平 22. 12. 17 保発 1217 第 1 号）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○厚生労働二二七

〔告 示〕

○国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働四二二)

○厚生労働省令第百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六条第十一号及び第九条第十五項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十一条第二号及び第五十四条第十一項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年十二月十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条一号中「であつて」を「であつて」に、「次号」を「第三号」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「であつて」を「であつて」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下欄ニの規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）

第二条第一項に次の一号を加える。

五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

第二条に次の一項を加える。

3 第一項第五号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第七條第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「次号」を「第三号」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 日本国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの(前号に該当する者を除く。)

第十条第一項に次の一号を加える。

五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

第十条第二項に次の一号を加える。

四 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

第十条に次の一項を加える。

3 第一項第五号又は前項第四号の場合にあつては、前二項の規定による届書の提出は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第七條第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

附則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第四百二十一号

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成十六年厚生労働省告示第二百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

本文に次のただし書を加える。

ただし、特定活動の在留資格を有する者にあつては、平成二年法務省令第三百三十一号(出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動)第二十五号及び第二十六号に掲げる活動を行う者を除く。

保発 1 2 1 7 第 1 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の
一部を改正する省令等の施行について

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 2 2 年厚生労働省令第 1 2 7 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行することとされるとともに、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（平成 2 2 年厚生労働省告示第 4 2 1 号。以下「改正告示」という。）が本日官報に掲載され、改正省令と併せて適用することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等への周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、適用対象となる外国人は、外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）に基づく登録を受け、かつ、原則として出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）の規定による在留資格をもって本邦に在留する者であって、

- ① 1 年以上の在留期間を決定されたもの
- ② 1 年未満の在留期間を決定されたもののうち、客観的な資料により、1 年以上滞在すると認められるもの

としている。（国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号。以下「国保則」という。）第 1 条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働

省令第129号。以下「高確則」という。)第9条並びに国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成16年厚生労働省告示第237号。以下「関係告示」という。))

今般、平成2年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動)が改正され、1年以上滞在が可能な「特定活動」の在留資格において、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動等による入国・滞在が可能となった。

このように、入国当初から医療を受ける活動を目的として滞在する外国人については、当該外国人が納付することとなる保険料(税)に比して、当該外国人が受ける保険給付の額が多額となることが明らかであり、国民健康保険及び後期高齢者医療制度といった公的医療保険制度の適用対象になじまない。

このため、国保則及び高確則並びに関係告示について、これらの者を国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用除外とするための改正を行ったものであること。

第二 改正の主な内容

I 国民健康保険関係

第1 国保則の一部改正(改正省令第1条)

一 適用除外に関する事項(国保則第1条第2号(新設))

「特定活動」の在留資格で入国・在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を目的として入国・在留するものは、国民健康保険の適用除外としたこと。

二 資格取得の届出に関する事項(国保則第2条関係)

「特定活動」の在留資格で入国・在留する者については、資格取得の届出において、その旨及び本邦において行うことができる活動を届書に記載することとしたこと。(第1項第5号(新設))

また、当該届出の提出の際に、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第7条第2項に規定する指定書(別添)を提示して行わなければならないこととしたこと。(第3項(新設))

第2 関係告示の一部改正(改正告示)

第1の一に準じ、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を目的として入国・在留する者について、国民健康保険の適用除外としたこと。

II 後期高齢者医療制度関係

第1 高確則の一部改正(改正省令第2条)

一 適用除外に関する事項(高確則第9条第2号(新設))

国保則の一部改正に準じた改正を行うこととしたこと。

二 資格取得の届出に関する事項（高確則第10条関係）

国保則の一部改正に準じた改正を行うこととしたこと。（第1項第5号及び第2項第4号並びに第3項（新設））

第三 施行期日

改正省令及び改正告示は、平成23年1月1日から施行（適用）すること。

別記第七号の四様式

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国 籍	<input type="text"/>
<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。</p>	
<input type="text"/>	
日 本 国 法 務 大 臣	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。

新旧対照条文

○ 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

◎ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号） 抄

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第六条第十一号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第六号第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下単に「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者）（出生の事由による場合においては、被保険者の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。第三号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。</p> <p>（又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（既に被保険者の資格を取得している者及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。））</p> <p>二 日本国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下</p>	<p>（法第六条第十一号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第六号第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下単に「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者）（出生の事由による場合においては、被保険者の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。次号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）</p> <p>又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（既に被保険者の資格を取得している者及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。）</p> <p>（新設）</p>

欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）

三 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前二号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

四（略）

（資格取得の届出）

第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一～四（略）

五 被保険者の資格を取得した者が、日本国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

2（略）

3 第一項第五号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

二 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

三（略）

（資格取得の届出）

第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一～四（略）

（新設）

2（略）

（新設）

改正後	改正前
<p>（法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者（出生の事由による場合においては、被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。第三号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定により厚生労働大臣が別に定める者を除く。）</p> <p>二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は</p>	<p>（法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者（出生の事由による場合においては、被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。次号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定により厚生労働大臣が別に定める者を除く。）</p> <p>（新設）</p>

傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）

三 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前二号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

四・五 （略）

（資格取得の届出等）

第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～四 （略）

五 被保険者の資格を取得した者が、日本国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 被保険者の資格を取得した者が、日本国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するも

二 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

三・四 （略）

（資格取得の届出等）

第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～四 （略）

（新設）

2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～三 （略）

（新設）

のである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

3 第一項第五号又は前項第四号の場合にあつては、前二項の規定による届書の提出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

（新設）

新旧対照条文

◎ 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成十六年厚生労働省告示第二百三十七号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後

改正前

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める在留資格(以下単に「在留資格」という。)を有する者であつて、上欄に掲げる在留資格に応じ、下欄に掲げる資料により、当該在留資格をもつて在留する期間の始期から起算して一年以上滞在すると認められる者をいう。ただし、特定活動の在留資格を有する者にあつては、平成二年法務省告示第百三十一号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動)第二十五号及び第二十六号に掲げる活動を行う者を除く。

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める在留資格(以下単に「在留資格」という。)を有する者であつて、上欄に掲げる在留資格に応じ、下欄に掲げる資料により、当該在留資格をもつて在留する期間の始期から起算して一年以上滞在すると認められる者をいう。

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 215 590 344">在留資格</td> <td data-bbox="494 344 590 1120">資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 215 494 344">(略)</td> <td data-bbox="399 344 494 1120">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 215 399 344">特定活動</td> <td data-bbox="306 344 399 1120">活動の内容及び期間を明らかにする資料</td> </tr> </table>	在留資格	資料	(略)	(略)	特定活動	活動の内容及び期間を明らかにする資料	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 1147 590 1276">在留資格</td> <td data-bbox="494 1276 590 2068">資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1147 494 1276">(略)</td> <td data-bbox="399 1276 494 2068">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 1147 399 1276">特定活動</td> <td data-bbox="306 1276 399 2068">活動の内容及び期間を明らかにする資料</td> </tr> </table>	在留資格	資料	(略)	(略)	特定活動	活動の内容及び期間を明らかにする資料
在留資格	資料												
(略)	(略)												
特定活動	活動の内容及び期間を明らかにする資料												
在留資格	資料												
(略)	(略)												
特定活動	活動の内容及び期間を明らかにする資料												